



まちづくりニュース

このニュースは、JR小岩駅周辺地区まちづくりについて地区のみなさんに広くお知らせをするため、南小岩七丁目20番から23番、24番・25番・26番の一部、27番から30番、31番北側地区に配付しています。

土地区画整理審議会委員選挙に伴う 選挙人名簿の確定及び委員数の公告について

令和3年8月27日（金）から9月9日（木）までの間、選挙人名簿の縦覧及び選挙人名簿に対する異議の申出を受け付けました。縦覧の結果、異議の申出はありませんでした。

よって、令和3年9月27日（月）に公告し、選挙人名簿を確定します。併せて、選挙する委員の数を公告します。

委員の立候補を受付します

土地区画整理審議会委員の立候補の受付を行います。審議会委員の定数は、土地所有者と借地権者の割合により定められます。当地区では土地所有者6名、借地権者2名に定める予定です。立候補できる方は、確定した選挙人名簿に名前が記載されている方です。立候補される方、又は他の権利者を候補者として推薦される方は、以下の書類をJR小岩駅周辺地区まちづくり相談事務所まで提出してください。

- 審議会の委員に立候補される方 ⇒ 「立候補届」
- 他の権利者を候補者として推薦される方 ⇒ 「候補者推薦届」及び
「候補者推薦届承諾書」

また、共有地の場合は、代表者のみ立候補できます。その際にはあらかじめ「代表者選任通知書」の提出が必要です。

- ◆ 受付期間 令和3年9月28日（火）から令和3年10月7日（木）まで
※期間中、土日もお受けします。
- ◆ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- ◆ 受付場所 JR小岩駅周辺地区まちづくり相談事務所
(南小岩7-28-11)

※「立候補届」など各種届出の用紙は、JR小岩駅周辺地区まちづくり相談事務所にご用意してあります。

提出の際は本人確認書類等の添付が必要となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

『申し出』をしていただきます（令和4年3月頃）

南小岩七丁目土地区画整理事業区域内の土地の所有者と借地権者（一部対象外あり）を対象に、将来の生活再建方法【駅前共同化街区（再開発事業予定地）または個別利用街区】について『申し出』をしていただく予定です。



【駅前共同化街区】（再開発事業予定地）

- ・再開発ビルで再建
- ・土地建物の金銭化(地区外転出を含む)

【個別利用街区】

- ・権利者自らで建物を再建

※基本的にリングロードより北に権利をお持ちの方は駅前共同化街区、以南に権利をお持ちの方は個別利用街区となります。

いずれかの街区に集中して『申し出』がある場合には、基本の換地位置を優先する可能性があります。

南小岩七丁目土地区画整理事業区域

■ 『申し出』 の条件

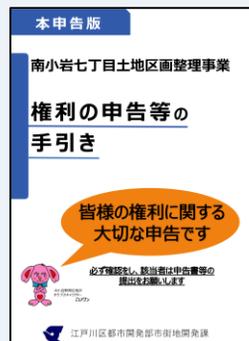
- ・『申し出』ができる方は、**土地登記簿上に記載のある方が、土地の権利に関する申告または届出を行っている方に限ります。**
（借地権申告書、相続届出書など）

申告または届出がお済みでない方は、『申し出』の前の令和4年2月末日までに提出をお願いします。

※ご不明点は下記お問い合わせ先までご連絡いただくか、令和3年7月に送付した『権利の申告等の手引き（本申告版）』を参考にして下さい。

- ・借地の場合、**土地の所有者と借地権者双方の意向（申し出先）を揃えていただく必要があります。**

※意向確認書にて、土地の所有者と借地権者で異なる意向が提出された場合は、意向を揃えていただく旨のお知らせをさせていただきます。



お問い合わせ先

江戸川区都市開発部市街地開発課事業係 【電話】03-5694-2751（直通）

詳しくは、区公式HP [JR小岩駅周辺地区のまちづくり](#) 検索

